

平成 29 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 3 月 8 日（水）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 3 月 16 日（木）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （13 名）

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 1 番 中村 長男 | 2 番 山口 和宏 | 3 番 竹内 正毅 |
| 4 番 中西 友子 | 5 番 前川さおり | 6 番 小林 豊 |
| 7 番 井上 容子 | 8 番 北川 雅紀 | 9 番 北 守 |
| 10 番 坪井 信義 | 11 番 中瀬 信之 | 12 番 風口 尚 |
| 13 番 奥川 直人 | | |
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|----------------|--------------|--------------|
| 町 長 辻村 修一 | 副 町 長 小林 一雄 | 教 育 長 田間 宏紀 |
| 会計管理者 前田 浩三 | 総合戦略課長 林 裕紀 | 総務課長 中村 元紀 |
| 税務住民課長 北岡 明 | 生活福祉課長 西野 公啓 | 産業振興課長 中世古憲司 |
| 建設課長 東 博明 | 教育事務局長 中西 元 | 上下水道課長 中西 豊 |
| 病院老健事務局長 田村 優 | 老健施設所長 藤川 健 | 総務課長補佐 里中 和樹 |
| 生活福祉課長補佐 見並 智俊 | 監 査 委 員 中村 功 | |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第 2 号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 3 議案第 3 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 4 議案第 4 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 5 議案第 5 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 6 議案第 6 号 町税条例等の一部改正について（討論・採決）
 - 第 7 議案第 7 号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 8 議案第 8 号 定住自立圏形成協定の変更について（討論・採決）
 - 第 9 議案第 9 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）（討論・採決）
 - 第 10 議案第 10 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（討論・採決）

- 第11 議案第11号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第12 議案第12号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 第13 議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第14 議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 第15 議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第16 議案第16号 平成28年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 第17 議案第17号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第18 議案第18号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第19 議案第19号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 第20 議案第20号 平成29年度玉城町一般会計予算(討論・採決)
- 第21 議案第21号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計予算(討論・採決)
- 第22 議案第22号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(討論・採決)
- 第23 議案第23号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計予算(討論・採決)
- 第24 議案第24号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算(討論・採決)
- 第25 議案第25号 平成29年度玉城町介護保険特別会計予算(討論・採決)
- 第26 議案第26号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算(討論・採決)
- 第27 議案第27号 平成29年度玉城町病院事業会計予算(討論・採決)
- 第28 議案第28号 平成29年度玉城町水道事業会計予算(討論・採決)
- 第29 議案第29号 平成29年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算(討論・採決)
- 第30 議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算(討論・採決)
- 第31 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出について(追加議案)

開 会 (午前9時00分)

◎開会の宣言

○議長(中瀬 信之) ただいまの、出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、平成29年第2回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって議長において
7番 井上 容子 君 8番 北川 雅紀 君
の2名を指名します。

◎上程議案に対する質疑

○議長（中瀬 信之） これから、議事に入ります。日程第2 議案第2号 玉城町個人情報

報保護条例の一部改正についてないし日程第8 議案第8号 定住自立圏形成協定の変更についてを一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。
はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 北川雅紀 君

○委員長（北川 雅紀） 議長から、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、
ただいま、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る3月10日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、以下6件の審査を、同日、午後1時から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、町から「育児休業の対象になる子の範囲が拡大します。現在の実子及び養子が、特別養子縁組を成立する前の養育期間から育児休業の対象となるということが1点。もう1点は、その養子縁組をする前に里親制度があり、その制度中、子どもの養育をする方についても、育児休業の対象とするものです。

また、「育児又は、介護を行なう職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」に「3歳未満の子を養育する職員」を追加、また、第13条 休暇の種類に、「介護時間の追加」をするものです。との追加説明のあと、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、町から「有期契約労働者の育児休業取得要件の見直しで、子どもが2歳になるまで、雇用契約がないと育児休業がとれなかったものが、今回の改正で、1歳半まで、雇用が見込まれる場合について対象となり、半年間、緩和されるということです」との追加説明の後、委員から、本文の解釈での質疑のあと、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、委員から「能率給について、年額702,924円以内で町長が別に定める額を、活動成果、実績を加味し支払うという説明があったが、成果についてはどのような成果をもって充てるのか。」との質問に対し、町から「農地の集積率を上げることと、遊休農地の率を下げることを成果とし、活動実績により、算定するものです。現在の玉城町の場合、最高で、おおむね、年間3万7千円程度になると思います。」との答弁でした。

ほか、質疑を終了し、討論はなく、「挙手全員」で原案のとおり可決しました。

次に、議案第6号 町税条例等の一部改正について、委員から「多岐にわたっての改正ですが、今回の改正により、税収にどのように影響するのか。」との質問に、町から「消費税の増税の延期により、今回、新たに設定のしなおしをするものです。軽自動車税の環境割りについて、平成31年からの導入となりますので、現状はわかりません。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について、町から「協定書の別表の第1の1 医療、福祉部門について、高齢者の在宅生活の支援に必要な体制を整備すること。伊勢市と連携を結び、玉城町が必要な経費を負担することを提案しております。このことについては、来年4月から地域ケア包括システムが動き出すため、その在宅医療と介護サービスが連携する相談窓口、共同窓口を設置しようとする案です。

各市町議会で条例改正を行い、3月末に定住自立圏の協定を結ぶ運びになっています。開設場所及び経費負担については4月下旬までに関係市町と伊勢地区医師会とで調整をするところでございます。」

「また、協定書の別表の第1の2の商工業の振興の部については、産業の振興、雇用の創出を図ることで、伊勢市を中心に連携市町が、地域経済を支えてまいります。

したが、中小企業や小規模従業者の数が減り、地域の活力がだんだん失なわれてきています。

新たな地域経済の担い手を創出するために、来年度以降、UJI ターンの創業支援セミナーの開催、創業に関する情報収集発信の共有、創業希望者への補助の実施を平成 29 年度以降に市町連携して実施する計画になっています。

玉城町も、創業支援事業計画が昨年の 12 月に策定をされましたので、玉城町商工会と玉城町産業振興課が協同して、それぞれの相談窓口、創業セミナーを検討していきたいと計画しています。」

との追加説明のあと

質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、6 件 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 奥川直人君

○教育民生常任委員会 委員長（奥川 直人）議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告いたします。

去る 3 月 10 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 7 号 玉城町まちをきれにする条例の一部改正について、1 件の議案の審査を同日、午後 13 時 49 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと、6 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の報告をいたします。

まず、議案第 7 号 玉城町まちをきれにする条例の一部改正について、担当課長から追加説明があり、「ごみ」という新たな定義の追加をさせていただきました。住民のみならず、清潔で美しいまちづくりの推進の為、また、快適な生活環境を確保していただくための活動を醸成させていただきたく改正をするものです。」

との追加説明のあと、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「原案のとおり可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第2号 玉城町個人情報保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第3号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第4号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第5号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 町税条例等の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第6号 町税条例等の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第6号 町税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第7号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第7号 玉城町まちをきれいにする条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第8号 定住自立圏形成協定の変更について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第8号 定住自立圏形成協定の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第9号 平成28年度玉城町一般会計補正予算(第5号) ないし、日程第30 議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 委員長 山口和宏 君

○予算決算常任委員会委員長(山口 和宏) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を

求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る3月10日の本会議において本委員会に付託されました、議案第9号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第5号）、ないし、議案第30号 平成29年度玉城町下水道事業会計予算22件 についての委員会審査を3月10日午後2時から、および3月13日、午前9時から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第9号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第5号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成28年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成28年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）につつまし

では、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成29年度玉城町一般会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度玉城町介護保険特別会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度玉城町病院事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計予算につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計予算につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

これから、議案第 9 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 9 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 9 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第10号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第10号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成28年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第11号 平成28年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第11号 平成28年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成28年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第12号 平成28年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号)について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第12号 平成28年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第13号 平成28年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第14号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行いません。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第15号 平成28年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 15 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 16 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 16 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 17 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 17 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)

について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 18 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 18 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 19 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 19 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号 平成 29 年度玉城町一般会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 20 号 平成 29 年度玉城町一般会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 20 号 平成 29 年度玉城町一般会計予算は、委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第 21 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 21 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です。

したがって、議案第 21 号 平成 29 年玉城町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号 平成 29 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 22 号 平成 29 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 22 号 平成 29 年度 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 23 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 23 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 24 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 24 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 25 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 25 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 26 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 26 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 27 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 27 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 28 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 28 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計予算は、委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 29 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 29 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計予算について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 30 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計予算について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 30 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 9 時 47 分 休憩)

(午前 9 時 53 分 再開)

○議長 (中瀬 信之) 再開します。

議会事務局長 田畑良和君

○議会事務局長 (田畑 良和) 本日お配りをさせていただきました委員会審査報告書の内容につきまして、字句の訂正をお願いします。資料の 4 枚目でございます。予算決算常任委員会からの審査報告書でございます。(1) の委員会の日時に平成 29 年 3 月の 10 日 金曜日、13 時から 16 時 4 分と記載をしておりますが、13 時からというのが誤りであり

ございまして、14時から16時4分までというふうにご訂正をお願いします。

○議長（中瀬 信之） 教育民生常任委員長 奥川直人君

○教育民生常任委員長（奥川 直人） 先ほど教育民生常任委員会の報告をさせていただいたんですが、1点訂正したいと思います。議案が1案でございましたが、私のほうから各議案という形で申し上げました。これは各議案を訂正していただいて議案という形でご了承いただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） これから、追加議案の審議に入ります。

日程第31 発議第1号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付されました事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 閉会にあたりご挨拶を申し上げます。今期定例会に提案のすべての議案につきまして慎重にご審議を賜り、原案承認をいただきましたこと厚くお礼を申し上げる次第でございます引き続き玉城町の持続発展のために少子高齢化社会に対応する施策を推進していくことが大変重要だというふうに思っておるわけでございますので、今後一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は平成29年予算という大きな議題があり、各議員におかれましては慎重なる審査をいただき、全議案、可決の運びとなりました、町長はじめ執行部の皆さんにおかれましては、予算

執行が町民の皆さん方の納得のいくような形で遂行されることを期待しております。

暖かい日がこれから続くと思いますが、さまざまな祭事行事がこれから多く行われると思います。皆様におかれましては健康に留意をされ、玉城町発展のためにご尽力を願いますよう宜しくお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(9時57分 閉会)

